

生活衛生関係営業に係る税制 及び融資制度活性化方策検討 ワーキンググループ 報告書(案)

1. はじめに

平成22年度にいわゆる事業仕分けが行われ、生活衛生関係の補助金の在り方が見直しの対象となり、同年9月に設置された生活衛生関係営業の振興に関する検討会（以下、「検討会」という。）の審議を経て、同年12月に結論がとりまとめられた。

予算の仕組みを見直し、補助金が生活衛生関係営業者（以下、「生衛業者」という。）、生活衛生同業組合（以下、「組合」という。）にどう役立っているかを議論する中で、せっかく生衛業者、組合のために設けられている生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下、「生衛法」という。）の規定、その他の制度、すなわち、税制、融資、振興指針が十分に活用されておらず、また、補助金、税制、融資、振興指針などの生活衛生関係営業（以下、「生衛業」という。）の振興手段が互いに連携を取っていないことが議論された。

また、平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日閣議決定。）において、生活衛生関係営業税制のうち「生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度（以下、「共同利用施設の特別償却制度」という。）」については、検討事項として「共同利用施設の特別償却制度については、現行制度の適用実績が極めて低調であることに鑑み、生活衛生同業組合等の活動状況、本制度の利用状況等の分析、対象設備等に関する検証を踏まえ、制度の抜本的な見直しに向けた検討を行います」と明記された。

さらに、検討会の第1次報告書においても「低調となっている要因について精緻な分析を行い、真に望ましい制度の在り方についても検討を進めることが必要」との提言が行われ、生活衛生関係営業に係る税制及び融資制度活性化方策検討ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）を設置することが平成23年1月の検討会で決定された。

本ワーキンググループは、平成23年2月16日から開始されたが、3月11日の東日本大震災の後、政府内で、東日本大震災への対

応を最優先する観点から、しばらくの間、震災対策に直接関係のない検討会として開催が見送られた。

ワーキンググループが第2回として再開されたのは5月18日で、その後、6月6日、6月16日、7月7日と集中的に検討が重ねられた。

ワーキンググループの開催にあたっては、検討会に参加している経営学に関する有識者、生活衛生営業者、地方公共団体、都道府県生活衛生営業指導センター（以下、「都道府県センター」という。）、株式会社日本政策金融公庫の代表に加え、税制、融資の活性化や商工会・商店街との連携の促進について意見を求める観点から中小企業診断士、税理士、商工会、公衆浴場への融資を専門とする信用組合の代表からも参加を得た。

また、中小企業庁からもオブザーバーの参加を得た。

本報告書の目的は、生活衛生関係営業に係る税制、融資制度の活性化にあり、平成24年度以降に向けてのより効果的な仕組みの構想、制度の運用の改善と普及・広報を通じた利用促進にある。

よって、時代の要請を的確に把握し、税制、融資の新たな構想を具体化する観点から議論を集約するように論点を整理した。

あわせて、平成23年度に創設された振興事業促進支援融資制度の利用の際に求められる事業計画書の様式と記入要領をまとめるとともに、一般貸付（組合員以外への生活衛生貸付）に係る都道府県知事の推せん書の見直しについて検討が重ねられたので、これに係る方向性についてとりまとめた。

2. 生衛業を取り巻く状況について

厚生労働省が本年4月に16の全国生活衛生同業組合連合会と個別に意見交換を行った結果をもとに、厚生労働省において生活衛生関係営業の全業種に共通する状況を代表的モデルとして作成し、ワーキンググループで検討を行った。

その結果【別紙1】によれば、一般的な生衛業者は、零細経営で、経営者が高齢化して後継者難にあり、また、大規模チェーンストアの進出で経営が容易でない状況が見られる。

一方で、地域密着型で、質の高い商品づくりを行い、長年続く厚い顧客基盤がある。消費者の安心・安全志向、エコ・環境・清潔志向の高まり、少子高齢化、共働き世帯の増加に対応して、「買い物弱者」になりかねない層へのサービス提供等、新たなビジネスチャンスが生まれてきている様子も見て取れる。

さらに、本年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、被災した営業者が立ち上がって被災地の再生・復興に取り組む「絆（支え合い）」の機運が高まると共に、節電や耐震改修への対応に迫られている。

ここでは、今日の生活衛生関係営業に影響を与える外部環境について、

- (1) 少子高齢化、子育て・共働き世帯の増（社会的孤立の懸念への対応）
- (2) 環境、エコ、清潔、快適に対する意識、消費者選好の高まり
- (3) 震災復興と節電
- (4) 安全、安心への要求の高まり

の4項目に整理する。

3. 生衛業の直面する強み、弱みと具体的対応

生衛業者は、各々の強みを伸ばし、弱みを克服する観点から、各々の対応を図っているが、これらを一括りにまとめ、また、関係する税制及び融資制度を整理した【別紙2】。

上記2. で整理した今日の生活衛生関係営業に影響を与える外部環境に即して整理すれば、

- (1) 少子高齢化の影響による買い物弱者を生まないようにする観点から、商店街の再生が求められ、これを可能にする組合が、買

い物バス（コミュニティバス）の共同運行や出前サービスなどを進めることが考えられる。

また、少子高齢化に伴う労働力人口の減少や高齢化により、従業員の高齢化といった雇用問題や、事業承継の困難化や後継者難が深刻化することから、次世代の研修（施設）の充実も重要である。

（２）環境、エコ等は、店舗に受動喫煙防止設備、空気清浄機、環境負荷低減に資する設備の設置などを促す。

（３）震災復興、節電は、「絆」（支え合い）で危機を乗り切る観点から、共同店舗、共同工場の設置の機運の高まりが期待できる。

日中の電力使用制限に対応するため、蓄電設備や自家発電用設備等の導入を図るとともに、太陽光発電等再生可能エネルギーの普及促進も重要である。

（４）安全・安心については、その時々新たな状況を踏まえての衛生器具の整備や、東日本大震災の被災を免れた店舗の営業再開、組合会館の耐震改修の重要性が高まっている。

４．税制、融資の措置の活用

上記２．３．の中で、現時点で、生活衛生関係営業に係る税制、融資の促進が求められる事項が整理される。

（１）少子高齢化等への対応に関しては、後継者難を克服し、また、商店街の再生や地域の活性化を図る観点から、組合による研修施設やボランティア・チェーンの共同資材ヤード、共同集配車の購入、共同の買い物バス・移動販売バスの共同運行の促進が求められる。

このうち、ボランティア・チェーン化については、大手との価格差を解消し、独自のサービスで差別化を図る観点からも重要である。

（２）環境、エコ等に関しては、平成２３年度に導入されたエコ・ク

リーニング機減税（公害防止用設備の特例措置）の活用を進めると共に、地球環境保全の観点から、電気自動車充電設備の普及促進や資材の共同運送車の促進が求められる。

- （３）震災復興、節電に関しては、クリーニングや理容・美容等について、被災営業者が共同してクリーニング物処理工場や理容室、美容室を設置して、他の被災者を支援しようとする取り組みが進んでおり、こうした取り組みへの支援が求められる。

旅館業等の２４時間型営業施設や、冷蔵施設、製氷施設を２４時間必要とする各営業者が蓄電設備や自家発電用設備を導入するための融資の推進も求められる。

- （４）安全・安心に関しては、耐震改修を行う組合への税制措置、各店舗については低利融資制度が求められる。

生食用食肉を扱う施設における重大な食中毒事件などを契機に、組合が果たす保健衛生の役割への認識が高まっており、組合加入促進を含め、都道府県センターにおける丁寧な指導が求められる。

なお、旅館・ホテルについては、安定した顧客を確保するためには、遅滞なく改修やリノベーションを行っていく必要があり、その固定資産税評価の逓減率が少ない（なかなか固定資産税が安くならず、下がる前に修繕が行われ、評価額が高くなってしまう）問題があり、平成２２年１２月の税制改正大綱で「観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産税評価については、当該家屋の使用実態等を把握するとともに、家屋類型間の減価状況のバランスを考慮するための実態調査を行うなど、できるだけ速やかに検討を行います。」とされている。

税制については、共同利用施設について、制度の周知・広報を含め活用を促すことが求められる。

融資制度については、借り手はその個々の状況に応じ、金利の高低、借りやすさ、生活衛生融資以外の金融手段との関係などを考慮し選択しているので、そうした観点を含め、制度を改善し、周知を図ることが求められる。

5. 一般貸付（組合員以外への生活衛生貸付）に係る都道府県知事の推せん書の見直しについて

生活衛生貸付のうち一般貸付については、都道府県知事（又は知事の委託を受けた都道府県センター）が発行する「推せん書」の添付が求められており、これについて、融資を受けようとする者の負担軽減の観点から廃止又は推せん書の添付を必要とする基準（300万円超）の引き上げが必要とする意見と、丁寧な指導を通じて、新規に開業等を行おうとする者が融資を受けやすくする観点から、推せん書を必要とする基準を寧ろ引き下げるべきとの意見とが出された。

推せん書の廃止又は推せん書を必要とする基準額の引き上げの意見の理由は、推せん書発行のために窓口申請の際には、都道府県ごとに一か所しかない事務所に県内各地の居住（営業）地から出店する県に出向く必要があり、煩雑であり、この手続の対象が廃止等されれば、より迅速な融資が実施できるとの主張である。

推せん書発行に際しての審査基準がもともと昭和42年に策定されたもので古く、業者間の過当競争を招くおそれのないものであること、という、今日の状況には合わない基準が残っていることなども理由にされている。

一方で、推せん書を必要とする基準額の引き下げの意見の理由は、新規開業者等に対して、都道府県又は委託を受けた都道府県センターによる衛生・経営全般の指導を通じて、公庫窓口で融資を受けやすい書類準備を促すことができるとの主張である。

推せん書発行の窓口については、都道府県センターに委託される例が増えており、47都道府県のうち、平成23年4月現在で32の都

道府県センターにその発行の事務が全部委託されており、残りの県のうち、6県において一部の事務が都道府県センターに委託され、8県においては全ての事務を県が実施している。

ワーキンググループの中で繰り返し議論を行った結果として、国民の安全・安心への要求の高まりも鑑みると、審査基準が時代の要請に合わなくなってきた側面があるが、新規開業等する営業者が日本政策金融公庫の貸付方針や行政方針に適合するように指導する機能は、衛生・経営の両面にわたり有意義である。

このため、暫定的に300万円の基準額を●●●万円に引き下げて、その間に、融資がどのように円滑に行われるか、また、都道府県センターからの組合に係る情報提供が進み、どれだけ組合加入促進が図られるか等の効果について検証を行うこととしてはどうか。

ただし、現状では、推せん書発行を行う機関が各都道府県により本庁で行う場合と都道府県センターで行う場合に分かれている現状にあり、可能であれば、都道府県センターが生衛業者の指導を行う機能を十分に発揮できるよう、推せん書発行業務については、都道府県センターへの委託について、厚生労働省から各都道府県に要請を行ってはどうか。

また、審査基準そのものについて、昭和42年に決定されてから大きな見直しをしていないことから、これについても、時代の要請に適合した内容に改定することが望ましい。とりわけ、昨今の安全意識の高まりの中で、衛生管理の観点を都道府県センターで確認を行い、推せん書発行の時点で、保健所への届出等に向けての指導にもつながるようにすることが望ましい。

なお、こうした都道府県センターの機能強化を図るためには、職員、相談員の資質が営業者の指導に十分対応できることが前提となる。

国内各ブロック、全国での実践的な研修や情報交換会を行うなど、都道府県指導センター間での切磋琢磨を促してはどうか。

6. おわりに

本報告は、第1次報告書の提言に基づく税制及び融資制度の活性化方策の検討のみならず、東日本大震災を踏まえた生衛業の取り巻く状況やこれに対する政策対応についてもとりまとめたものである。

本報告に盛り込まれた提言や改革の方向性を受け止めて、今後、平成24年度概算要求、平成24年度税制改正大綱において、それぞれ、適切に対応されるよう求めたい。

また、税制、融資制度の活性化に向けては、制度の拡充のみでなく、制度利用の手続きの見直し、制度認知度の向上等の広報・普及も重要である。

広報・普及については、厚生労働省や全国生活衛生営業指導センターが取り組むのは当然として、直接に生衛業者と相談・指導に関わる都道府県センター、保健所、各組合において、制度の周知を図ることが求められる。

これまでの検討経緯

本ワーキンググループは、以下の通り合計5回開催され、生活衛生関係営業に係る税制及び融資制度の活用支援方策の在り方や有効的な制度の在り方等について検討を行った。

<生活衛生関係営業に係る税制及び融資制度活性化方策検討ワーキンググループ>

□第1回 平成23年2月16日

第1次報告書の提言内容、今後の議論の進め方についての確認と、振興事業に係る事業計画書作成者に対する低利融資制度について議論を行った。

□第2回 平成23年5月18日

関係者からヒアリングを行い、税制及び融資制度の活性化方策について議論を行った。

□第3回 平成23年6月6日

関係者からヒアリングを行い、生活衛生関係営業の参画による商店街の活性化、税制及び融資制度の活性化方策、東日本大震災への対応について議論を行った。

□第4回 平成23年6月16日

税制及び融資制度の活性化の論点の検討を行った。

□第5回 平成23年7月7日

生活衛生関係営業に係る税制及び融資制度活性化方策検討ワーキンググループ報告書（案）について議論を行った。

生活衛生関係営業に係る税制及び融資制度活性化方策検討

ワーキンググループ構成員名簿

(敬称略、五十音順)

<構成員>

苧野	恭成	全国商工会連合会企業支援部長
久保	忠直	埼玉県保健医療部生活衛生課長
高橋	邦雄	高橋経営研究所 所長 (税理士・中小企業診断士)
中村	一三	日本税理士会連合会常務理事
○芳賀	康浩	青山学院大学経営学部教授
羽鳥	和彦	全国理容生活衛生同業組合連合会中央講師
深沼	光	(株)日本政策金融公庫総合研究所上席主任研究員
万事	誠	東浴信用組合融資部長
増田	雅暢	(株)日本政策金融公庫国民生活事業本部生活衛生融資 部長 (平成23年6月29日まで)
三尾	高志	(株)日本政策金融公庫国民生活事業本部生活衛生融資 部長 (平成23年6月30日より)
村橋	哲矢	東京都美容生活衛生同業組合
山岡	真弓	(財)京都府生活衛生営業指導センター指導部長

(○：座長)

計12名

<オブザーバー>

中嶋	重光	中小企業庁事業環境部財務課税制専門官
----	----	--------------------